

社会保険 いわて

11月

奇数月発行/2015No.774

- 70歳以上被用者該当届の取り扱いが変更になります
- 出産したときの健康保険給付金のご案内
- 11月はねんきん月間
- 労働Q&A
- 社会保険協会からのお知らせ
- 12月・1月の出張相談所日程

岩手県社会保険協会は、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会を応援します。



2016
希望郷

第71回国民体育大会

いわて国体
広げよう 感動。伝えよう 感謝。

2016
希望郷

第16回全国障害者スポーツ大会

いわて大会

盛岡のシンボル秘話

「擬宝珠を守った男」

太田孝太郎

(1881~1967)・実業家、
郷土史、中国古印、篆隷書の学者。

「上ノ橋の擬宝珠」が

国の重要美術品に

指定されることとなった立役者。

戦後の金属不足に迫られ

この擬宝珠を壊そうと

なったときに

孝太郎がそれを阻止したことで

指定されるきっかけとなった。



画と文/千葉てるお



一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ…<http://www.syahokyo-iwate.com/>
日本年金機構ホームページ……………<http://www.nenkin.go.jp/>
協会けんぽホームページ……………<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

70歳以上被用者該当届の 取り扱いが変更になります



■70歳以上被用者該当届

適用事業所に使用される70歳以上の方の老齢厚生年金の支給停止は、これまで昭和12年4月2日以降に生まれた方を対象にしておりました。しかし、平成27年10月1日以降は、昭和12年4月1日以前に生まれた方も賃金と年金額に応じた老齢厚生年金の支給停止の対象となります。そのため、70歳以上被用者の届出対象外とされていた昭和12年4月1日以前に生まれた方についても70歳以上被用者該当届の提出が必要となります。

■対象となる方

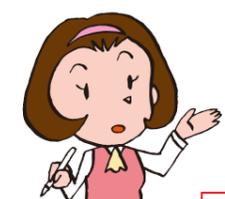
次の要件のすべてに該当する方

- 70歳以上の方
- 厚生年金保険の適用事業所にお勤めの方であって勤務日数および勤務時間がそれぞれ一般従業員のおおむね4分の3以上の方
- 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある方



■記入例

届出コード	届出区分	届出種別	届出内容
269	0	0	厚生年金保険 70歳以上被用者 該当・不該当届
① 被用者の氏名		② 被用者の住所	
年金 太郎		東京 豊 杉並区高井戸西3-5-24	
③ 基礎年金番号		④ 生年月日	⑤ 事業所番号
1234567890		平.7 111209	杉並 けま 12345
⑥ 届出年月日		⑦ 標準報酬月額	⑧ 不該当年月日
平成 27 10 01		161,430 円	
平成27年9月30日以前より継続		0 円	
⑨ 事業所名称		⑩ 代表取締役	
東京 杉並区高井戸西3-5-24		株式会社 豊興産業	
代表取締役 田中 一郎		社会保険労務士の届出代行書印	



■留意事項

昭和12年4月1日以前生まれで、平成27年9月30日以前から引き続き勤務している方にかかる70歳以上被用者該当届については、備考欄に「平成27年9月30日以前より継続」と記載したうえで、該当年月日を平成27年10月1日としてご提出ください。

Q&A



保険料負担が無いので増額はされません！



Q1. 70歳以上の年金受給者についても、在職による支給停止制限があるのはどうしてでしょうか？

A1. 現役世代に厳しい負担が求められている中、世代間の公平性や高齢世代内の公平性という観点から、就労して負担能力のある70歳以上の受給者についても、60歳台後半の在職老齢年金の調整の仕組みが導入されています。

Q2. 退職すれば、被保険者の時と同様に、働いていた期間分の年金が増額されますか？

A2. 70歳以上被用者については、保険料の負担がないため、退職後、年金が増額されることはありません。

Q3. 70歳以上被用者該当届を提出してから、今後どのような手続きがあるのでしょうか？

A3. 必要に応じて「厚生年金保険70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届」の提出が必要となります。

■算定基礎届

70歳以上被用者の標準報酬月額相当額は、実際4月・5月・6月に受けた報酬の平均月額にあわせて毎年改定されます。

■月額変更届

固定的賃金変動した月以降3か月間の報酬の平均月額を計算して、標準報酬月額相当額が2等級以上変わったときは、改定が行われます。

■賞与支払届

被用者に賞与を支給した時には、賞与支払届を提出してください。

賞与とは、その名称を問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものをいいます。

出産したときの健康保険給付金のご案内



協会けんぽの被保険者(任意継続被保険者を除く)が出産のために会社を休み、給料を受けられないときは**出産手当金**が、協会けんぽの加入者が出産したときは**出産育児一時金**が支給されます。出産には、妊娠4カ月(85日)以上の早産・死産(流産)・人工妊娠中絶も含まれます。

出産手当金



支給期間

出産日(出産が予定日より遅れた場合は予定日)以前**42日目(多胎妊娠は98日目)**から、出産後**56日目**までの期間
※出産手当金と傷病手当金の両方が請求可能な場合は、出産手当金の支給が優先されます。

支給額

1日につき、**標準報酬日額(標準報酬月額÷30)の3分の2**に相当する額

【例】標準報酬月額20万円の場合の支給日額

200,000円÷30日=6,670円(10円未満四捨五入)

6,670円×2/3=4,447円(1円未満四捨五入)



資格喪失後(退職後)の出産手当金

被保険者の資格を喪失した場合でも、次の3つの条件を満たした場合は、支給を受けることができます。

- ①資格喪失日の前日(退職日)までに**被保険者期間が継続して1年以上**(任意継続期間は除く)あること。
- ②出産日(出産が予定日より遅れた場合は予定日)以前**42日目(多胎妊娠は98日目)**が被保険者期間であること。
- ③退職日当日に休んでいること(公休日・有給日含む)。



申請の方法とタイミング

■申請の方法

出産手当金申請書をご記入いただき、「**事業主証明欄**」「**医師または助産師が記入する欄**」に証明を受けて、協会けんぽ岩手支部へ申請してください。初回申請時には、申請期間とその前1カ月分の賃金台帳・出勤簿の写しの添付をお願いします。

■申請のタイミング

次の①～③の場合があります。

- ①産前産後をまとめる場合
産後**56日経過後**に申請してください。
- ②産前・産後の2回に分ける方法
1回目として**産前42日分**を**産後**に申請していただき、2回目として**産後56日分**を**産後56日経過後**に申請してください。
- ③給与計算締日ごとの場合
申請期間を複数回に分けて申請することもできます。**給与計算の締日が到達した後**に申請してください。



出産育児一時金・家族出産育児一時金

支給額

1児出産につき**42万円**(40.4万円)

※()内は産科医療補償制度に加入していない医療機関等において出産した場合または妊娠22週に満たない分娩の場合の支給額。



産科医療補償制度とは医療機関が加入する制度で、加入医療機関で制度対象となる出産をし、万一、分娩時の何らかの理由により重度の脳性まひとなった場合、お子様とご家族の経済的負担を補償するものです。

資格喪失後(退職後)の出産育児一時金

被保険者の資格を喪失した場合でも、次の2つの条件を満たした場合は、支給を受けることができます。

- ①資格喪失日の前日(退職日)までに**被保険者期間が継続して1年以上**(任意継続期間は除く)あること。
- ②資格喪失日から**6カ月以内**に出産していること。

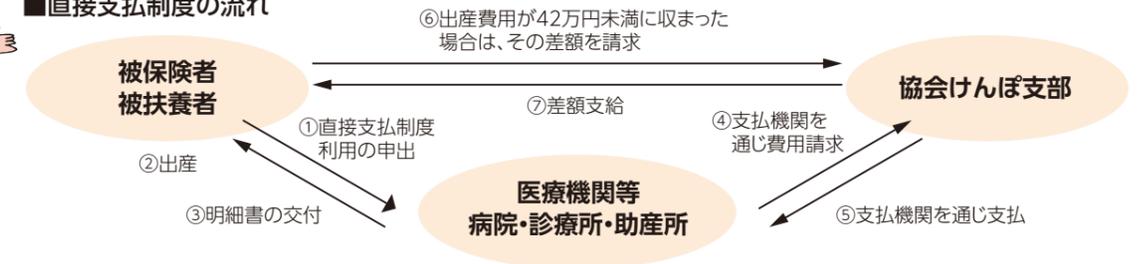
※直接支払制度(出産育児一時金を医療機関等における出産費用に充てることができるよう、出産育児一時金を協会けんぽから医療機関等に対して直接支払う制度)を利用する場合は、医療機関等に「**資格喪失等証明書**」を提示する必要がありますので、最後に加入していた協会けんぽ支部で交付手続きを行ってください。



手続き方法

直接支払制度を「利用する場合」と「利用しない場合」で申請方法・必要書類が異なります。協会けんぽホームページをご覧ください。お電話でお問い合わせください。直接支払制度を利用できるかどうかは医療機関等で異なりますので、出産予定の医療機関等でご確認ください。

■直接支払制度の流れ



帝王切開等の保険適用分の医療費には限度額適用認定証が利用できます!

帝王切開等による分娩は保険診療扱いとなるため、保険適用分の医療費が高額になるときは、**限度額適用認定証**を利用することで、保険適用分の窓口負担額が自己負担限度額までに軽減されます。手続き等は、協会けんぽホームページをご覧ください。お電話でお問い合わせください。

出産したときの健康保険給付金に関するお問い合わせ ☎019-604-9070(協会けんぽ岩手支部業務グループ)

11月は

ねんきん月間

日本年金機構は厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ公的年金制度の普及・啓発活動を積極的に行います。



年金事務所における「ねんきん月間」の取り組み

- ◎岩手日報へ、Q&A形式の「おしえて年金」を掲載(2回)します。
- ◎年金委員としての年金事業の推進への功績を讃えて、年金委員表彰の表彰伝達式を行います。
- ◎県内各地域において、出張年金相談所を開設します。
- ◎教育機関や各種研修会等へ積極的に講師派遣を行い、公的年金制度の周知に努めます。

いい 11月30日は「年金の日」です!

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。



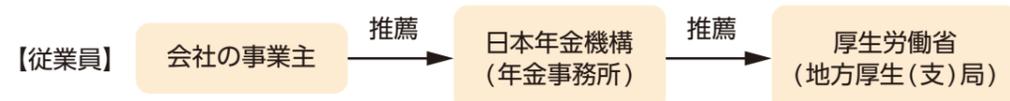
年金委員をご推薦しませんか?

◆年金委員とは

年金委員とは、政府が管掌する厚生年金及び国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、啓発および手続きの指導など、事業所と年金事務所をつなぐ「パイプ役」として活動をしていただく民間協力員です。他の従業員が知りたい年金の情報や知識を有する年金委員が職場内にいることは、とても心強いものです。

◆年金委員制度の概要と推薦のながれ

年金委員は、年金制度について広く国民のみなさまに知っていただくとともに、制度への理解と信頼を深めていただき、会社における普及・啓発活動を行っていただくために設置されました。



ご推薦いただける場合は、管轄の年金事務所へご連絡ください。

労働Q&A

書類の保存期間について

事業主が、従業員を雇用していく際に使用する書類については保存義務があります。今回は、書類の保存期間について説明します。



Q1. 労働者名簿や賃金台帳の保存はいつまでにすればいいのでしょうか?

A1. 労働基準法第109条で、「使用者は、労働者名簿、賃金台帳、雇入、退職、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を3年間保存しなければならない」と定められています。

Q2. 保存の起算日はいつからでしょうか?

- A2. 書類を保存すべき期間の起算日は次の通りです。
- ◎労働者名簿 …………… 死亡、退職または解雇の日
 - ◎賃金台帳 …………… 最後の記入日
 - ◎雇入、退職に関する書類 …………… 退職または死亡の日
 - ◎災害補償に関する書類 …………… 災害補償を終わった日
 - ◎賃金その他労働関係に関する重要な書類 …………… その完結の日



Q3. 労働保険に関する書類の保存はいつまでにすればいいのでしょうか?

A3. 労働保険に関する書類については、書類により保存期間が異なります。保存期間とその起算日は次の通りです。

	保存期間	保存の起算日
◎被保険者に関する書類 (被保険者資格取得、喪失、離職票の事業主控など)	4年	完結の日(退職日等)
◎その他の雇用保険に関する書類 (設置届、事業主各種変更届など)	2年	完結の日
◎労働保険料の徴収、納付等に関する書類	3年	完結の日(納付日等)
◎労災保険に関する書類	3年	完結の日



Q4. 労働安全衛生法に関する書類の保存はいつまでにすればいいのでしょうか?

A4. 労働安全衛生法に関する書類の保存期間とその起算日は次の通りです。

	保存期間	保存の起算日
◎一般健康診断個人票	5年	作成日
◎安全衛生委員会等の議事録 (安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会等)	3年	作成日

【提供：岩手県社会保険労務士会】

ささいな事でもお気軽にどうぞ!
詳しくは
お近くの**社会保険労務士**に
ご相談ください。



社会保険協会からの
お知らせ

会員事業所様福利厚生事業 ゴルフ大会が行われました



去る9月27日(日)、今年度で第3回目の会員事業所様を対象とした福利厚生事業「ゴルフ大会」が、岩手ゴルフ倶楽部新山ゴルフコースで行われました。早朝には霧が発生していましたがスタート時には霧もはれ絶好の秋晴れのなか、エントリーした55名の皆さんが、日頃の成果を存分に発揮され心地好い汗を流していました。

また、競技終了後は表彰式を兼ねたレセプションが行われ、マツタケ、マイタケやフルーツなど秋の味覚が溢れる賞品、参加賞のなか、異業種企業間の交流も大いに深めることができました。来年も多くの皆様のご参加と晴天を願ってお待ちしております。

■「平成27年度社会保険事務研修会」の全会場での開催が終了しました。

今年度の研修事業の重点のひとつとして取り組んできました社会保険事務を担当される方々を対象とした遠隔地での社会保険事務研修会が7月に岩手町・野田村・釜石市、9月には住田町・一関市藤沢町、西和賀町の計6会場でい全会場終了いたしました。

研修テーマは、「60歳以後の年金額調整のしくみ」、「健康保険の給付」及び「雇用保険の事務手続」とし、会員事業所の事務担当者の皆様を中心に受講いただきました。今後も会員事業所の皆様のご要望を踏まえ、研修内容も一層充実してまいります。

社会保険出張相談所

会場	12月	1月	時間	
盛岡	八幡平市役所	10(木)	14(木)	10:00~15:30
	ゆはず交流館(岩手町)	16(水)	20(水)	10:00~15:30
	葛巻町役場	17(木)	1月はお休みです	11:00~15:00
	紫波町役場	12月はお休みです	27(水)	10:00~15:30
一関	陸前高田市役所	17(木)	21(木)	10:30~15:30
	大船渡商工会議所	24(木)	28(木)	10:30~15:30
	奥州商工会議所(水沢)	12月はお休みです	7(木)	10:00~16:00
	奥州商工会議所(江刺)	3(木)	1月はお休みです	10:00~15:00
盛岡	青葉ビル研修室(釜石市)	10(木)	14(木)	10:00~15:30
花巻	遠野市まちおこしセンター	3(木)	7(木)	10:30~15:30
二戸	久慈市文化会館 (アンバーホール)	17(木)	13(水)	10:30~16:00
			27(水)	10:30~16:00

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。

年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

- ①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長
- ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

- 盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代)
- 一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代)
- 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代)
- 花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代)
- 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代)

相談の際にお持ちいただくもの

- ①年金相談、年金加入期間の照会等には年金手帳が基礎年金番号通知書、振込通知書、年金証書など本人であることが確認できるものを必ずお持ちください。
- ②本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状と相談を受ける方の確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。